

障害児者の居場所づくり支援の実施について

1 目的

障害児の学校の長期休暇期間中や障害者の日中の通所サービス等利用後においても身近な地域で安心して過ごせるよう、地域の実情や利用者の状況に応じた居場所の確保に取り組む事業者を支援し、本人の社会参加とその家族の就労継続を図ることを目的とする。

2 事業概要

下記(1)(2)の取組を行う事業所に対し、補助金を交付する。

(1) 長期休暇期間中の障害児の居場所づくり促進事業

①内容

障害児が身近な地域で支援を受けられ、家族が就労継続できるよう、学校の長期休暇期間中の朝や夕方の時間帯に障害児の居場所を確保する取組

②利用対象者

原則、障害児通所支援を利用している就学児

③補助要件

学校の夏季休暇など長期休暇時に実施すること

④対象経費

運営経費、専門職配置に係る経費、送迎に係る経費、開設準備経費 等

⑤補助率 10/10

(2) 障害者の居場所づくり促進事業

①内容

障害者の社会参加や家族の就労継続等のニーズに対応するため、日中の通所サービス利用後の夕方の時間帯等に障害者の居場所を確保する取組

②利用対象者

原則、日中の通所サービスを利用している者

③補助要件

夕方の受入れを原則週3日以上実施できる体制を整備すること

④対象経費

運営経費、専門職配置に係る経費、送迎に係る経費、開設準備経費 等

⑤補助率 10/10

3 補正予算額（案）

歳入 44,087千円

歳出 54,056千円

4 今後の予定

令和8年7月 事業開始